

## 宿泊約款 新旧対照表

旧	新	備考欄
	<p><b>宿泊契約の成立等</b></p> <p>第3条 <u>宿泊者は、本約款、並びに各利用規則に同意の上、宿泊されるものとします。</u></p> <p><u>2 宿泊者が未成年者であり当ホテルが必要であると認めた場合は、親権者その他の法定代理人の同意を得たうえで、同意書を提出し宿泊されるものとします。</u></p>	(新設)
<p><b>第5条 宿泊契約締結の拒否</b></p> <p>1 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。</p> <p>(1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき</p> <p>(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき</p> <p>(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき</p> <p><u>(4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき</u></p> <p><u>(5) 宿泊に関し合理的な範囲を越える負担を求められたとき</u></p> <p>(6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき</p> <p><u>(7) 宿泊しようとする者が、暴行、脅迫、恐喝などのほか、暴力的要求行為、その他威圧的な不当要求及び行為をしたとき</u></p> <p>(8) 宿泊しようとする者が、喧騒な行為のほか、危険、不安等を感じさせるなど、宿泊又は利用する他のお客様に迷惑を及ぼす言動をしたとき</p> <p><u>(9) かつて当ホテルにおいて、本条(3)(5)(7)及び(8)のいずれかに該当する行為をしたことがあるとき</u></p> <p>(10) 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又はその関係者であるとき</p>	<p><b>宿泊契約締結の拒否</b></p> <p>第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。</p> <p>(1) 宿泊の申し込みが、本約款によらないとき。</p> <p>(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。</p> <p><u>(3) 宿泊しようとする者が旅館業法(昭和23年法律第138号。その後の改正を含む。)第2条第6項に規定する特定感染症(以下「特定感染症」という。)の患者等(旅館業法第4条の2第1項第2号に規定される。以下同じ。)であるとき。</u></p> <p>(4) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。</p> <p>(5) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。</p> <p><u>(6) 宿泊しようとする者が、カスタマーハラスメント行為(別表第2)をするおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(7) 宿泊しようとする者が、賭博その他の違法行為をするおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(8) 宿泊しようとする者が、喧騒な行為を行ったとき、また、危険、不安等を感じさせるなど、宿泊又は利用する他のお客様に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。</p> <p><u>(9) 宿泊しようとする者が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。</u> <u>イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第</u></p>	<p>((4)より変更)</p> <p>((5)より変更)</p> <p>((7)より変更)</p> <p>((10)(11)(12)より変更)</p>

## 宿泊約款 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>(11) 宿泊しようとする者が、暴力団員が役員に就任、又は事業活動を支配している法人その他の団体の役職員であるとき</p> <p>(12) 宿泊しようとする者が、反社会的団体やその構成員等社会の秩序・安全に脅威を与える反社会的勢力であるとき</p> <p><u>(13) 沖縄県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき</u> <u>(注)上記の法第5条の条例で定める理由は次の各号に掲げる通りとする。</u> <u>(イ)宿泊しようとする者が、泥酔し、又は言動が著しく異常で他の宿泊者に迷惑をかける恐れが認められるとき</u> <u>(ロ)宿泊しようとする者が、身体又は衣服等が著しく不潔であるために他の宿泊者に迷惑をかける恐れが認められるとき</u></p>	<p><u>2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力</u> <u>ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるときハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの</u> <u>(10) 宿泊しようとする者が泥酔者で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。</u> <u>(那覇市 旅館業法施行条例 第4条)</u> <u>(11) 宿泊しようとする者が当ホテルの定める利用規則に従わないとき。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>((13)(イ)より変更)</p> <p>(新設)</p> <p>((9)(13)(ロ)削除)</p>
<p><b>第6条 宿泊客の契約解除権</b></p> <p>1 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。</p> <p>3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の<u>午後8時</u>(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなすことがあります</p>	<p><b>宿泊客の契約解除権</b></p> <p>第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。</p> <p>3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の<u>午後9時</u>(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものと処理することがあります。</p>	<p>(変更)</p>
<p><b>第7条 当ホテルの契約解除権</b></p> <p>1 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。なお、本条による契約の解除により生じた損害については、当ホテルは一切責任を負いません。</p>	<p><b>当ホテルの契約解除権</b></p> <p>第7条 当ホテルは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。なお、本条による契約の解除により生じた損害については、当ホテルは一切責任を負いません。</p>	

## 宿泊約款 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>(1) <u>宿泊約款第5条のうち各号の一に該当するとき、あるいは該当することがホテル利用中に判明しとき。</u></p> <p>(2) お部屋での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。</p>	<p>(1) <u>宿泊客が、特定感染症の患者等であるとき。</u></p> <p>(2) <u>天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。</u></p> <p>(3) <u>宿泊客が、宿泊に際し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(4) <u>宿泊客が、宿泊に関し、カスタマーハラスメント行為(別表第2)をするおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(5) <u>宿泊客が、宿泊に関し、賭博その他の違法行為をするおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(6) <u>宿泊客が、喧騒な行為を行ったとき、また、危険、不安等を感じさせるなど、宿泊又は利用する他のお客様に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。</u></p> <p>(7) <u>宿泊客が次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。</u>  <u>イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力</u>  <u>ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき</u>  <u>ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの</u></p> <p>(8) <u>宿泊客が泥酔者で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。</u>  <u>(那覇市 旅館業法施行条例 第4条)</u></p> <p>(9) <u>未成年者の宿泊者が、親権者その他法定代理人の同意がないにもかかわらず同意があると偽ったこと、あるいは年齢を成年と偽ったことが判明したとき。</u></p> <p>(10) <u>宿泊客が当ホテルの定める利用規則に従わないとき。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(削除)</p>

## 宿泊約款 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p><b>第8条 宿泊の登録</b></p> <p>1 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。</p> <p>(1) 宿泊客の氏名、<u>年齢、性別、住所及び職業</u></p> <p>(2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日</p> <p>(3) 出発日及び出発予定時刻</p> <p>(4) その他当ホテルが必要と認める事項</p> <p>宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。</p>	<p><b>宿泊の登録</b></p> <p>第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。</p> <p>(1) 宿泊客の氏名、住所、<u>連絡先</u></p> <p>(2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日</p> <p>(3) 出発日及び出発予定時刻</p> <p>(4) その他、当ホテルが必要と認める事項</p> <p>2 宿泊客が第13条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード、<u>電子マネー</u>等、通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、第1項の登録時にそれらを呈示して<u>当ホテルでの支払いに利用できることの確認を受けていただく必要があります。</u></p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p>
	<p><b>宿泊定員数</b></p> <p><u>第9条 各客室の宿泊定員数は最大4名です。お子様の添い寝は、1ベッドに対して1名までとなり、6歳未満のお子様は添い寝の対象となります。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><b>第9条 客室の使用時間</b></p> <p>1 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は<u>午後2時</u>より翌日午前11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。</p> <p>2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。</p> <p>(1) <u>超過3時間までは、基本室料金の30%</u></p> <p>(2) <u>超過6時間までは、基本室料金の60%</u></p> <p>(3) <u>超過6時間以上は、基本室料金の100%</u></p>	<p><b>客室の使用時間</b></p> <p>第10条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、<u>午後3時</u>から翌日午前11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。</p> <p>2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金(サービス料込・税金込)を申し受けます。<u>(客室タイプにかかわらず同料金)</u></p> <p>(1) <u>超過1時間までは、2,500円</u></p> <p>(2) <u>超過2時間までは、5,000円</u></p> <p>(3) <u>超過3時間までは、7,500円</u></p> <p>(4) <u>超過4時間までは、10,000円</u></p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p>



## 宿泊約款 新旧対照表

旧	新	備考欄
	<p><b>宿泊約款・利用規則の変更</b></p> <p><u>第20条 当ホテルは次の各号の場合に、当ホテルの裁量により、本約款ならびに利用規則(以下、「約款等」と言います。)を変更することができます。利用者はこれを異議なく承諾するものとします。</u></p> <p><u>(1) 約款等の変更が、宿泊客の一般の利益に適合するとき。</u></p> <p><u>(2) 約款等の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</u></p> <p><u>2 当ホテルは前項による約款等の変更にあたり、変更後の約款等の効力発生日の1か月前までに、約款等を変更する旨及び変更後の内容と、その効力発生日を当ホテルウェブサイトに掲示いたします。</u></p> <p><u>3 変更後の約款等の効力発生日以降に宿泊客が本サービスを利用したときは、宿泊客は、約款等の変更に同意したものとみなします。</u></p>	(新設)
	<p><b>言語及び準拠法</b></p> <p><u>第22条 本約款は日本語と英語で作成されますが、約款の両文の間に不一致又は相違があるときは、日本語がすべての点について優先するものとします。</u></p> <p><u>2 本約款に関して生じる一切の紛争については、当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。</u></p>	(新設)
	<p><b>別表第2 カスタマーハラスメント行為(第5条 第6項 及び 第7条 第4項 関係)</b></p> <p><u>宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求(宿泊に関して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第2条第2号に規定する社会的障壁の除去を求める場合を除きます。)又は粗野又は乱暴な言動その他の従業員の心身に負担を与える言動(営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第1項の不当な差別的取扱い</u></p>	(新設)

## 宿泊約款 新旧対照表

旧	新	備考欄
	<p><u>を行ったことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除きま</u> <u>す。)を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の</u> <u>労力を要することとなる行為(以下に例示します。)を繰り返した場合に、当該行為</u> <u>をカスタマーハラスメント行為とします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>身体的な攻撃(暴行、傷害など)、精神的な攻撃(脅迫、暴言、中傷など)にあ</u> <u>る行為</u></li> <li>・ <u>土下座の要求行為</u></li> <li>・ <u>居座り、監禁等一定時間を超える拘束的行為(長時間の電話を含みます。)</u></li> <li>・ <u>大声、暴言などで従業員を責める行為</u></li> <li>・ <u>難癖をつけたキャンセル料の未払い、代金の返金要求、商品交換や金銭補償等</u> <u>の過剰要求行為(他の宿泊者と比較して、合理的な範囲を超えた過剰なサービ</u> <u>スを要求し、宿泊料に不当な割引を要求する行為を繰り返す行為等の不当な要</u> <u>求を行う行為がこれに含まれます。)</u></li> <li>・ <u>同じ質問の繰り返し、社会的相当性を欠く方法による謝罪の要求やクレーム等</u> <u>の責任追及行為</u></li> <li>・ <u>運用ルールや制度上対応できないことへの過剰要求やクレーム行為</u></li> <li>・ <u>SNS やマスコミへの暴露(従業員の氏名公開など)をほのめかした脅迫行為</u></li> <li>・ <u>特定の従業員へのつきまとい行為</u></li> </ul>	

## 宿泊約款 新旧対照表

旧							新											備考欄																																																																					
<b>別表第2 違約金(第6条第2項関係)</b>							<b>別表第3 違約金(第6条第2項関係)</b>											(変更)																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">契約解除の通知を受けた日 契約申込人数</th> <th rowspan="2">不泊</th> <th rowspan="2">当日</th> <th rowspan="2">前日</th> <th rowspan="2">9日前</th> <th rowspan="2">20日前</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>14名まで</th> <th>100%</th> <th>80%</th> <th>20%</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">団体</th> <td>15～99名まで</td> <td>100%</td> <td>80%</td> <td>20%</td> <td>10%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100名以上</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>80%</td> <td>20%</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table>							契約解除の通知を受けた日 契約申込人数		不泊	当日	前日	9日前	20日前	一般	14名まで	100%	80%		20%			団体	15～99名まで	100%	80%	20%	10%		100名以上	100%	100%	80%	20%	10%	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">契約解除の通知を受けた日 契約申込室数</th> <th rowspan="2">不泊</th> <th rowspan="2">当日</th> <th rowspan="2">前日</th> <th rowspan="2">3日前</th> <th rowspan="2">7日前</th> <th rowspan="2">14日前</th> <th rowspan="2">20日前</th> <th rowspan="2">30日前</th> <th rowspan="2">60日前</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>4室まで</th> <th>100%</th> <th>100%</th> <th>80%</th> <th>50%</th> <th>20%</th> <th>—</th> <th>—</th> <th>—</th> <th>—</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">団体</th> <td>5室～19室まで</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>80%</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td>30%</td> <td>20%</td> <td>10%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>20室以上</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>80%</td> <td>80%</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td>30%</td> <td>20%</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table>											契約解除の通知を受けた日 契約申込室数		不泊	当日	前日	3日前	7日前	14日前	20日前	30日前	60日前	一般	4室まで	100%	100%	80%	50%	20%	—	—	—	—	団体	5室～19室まで	100%	100%	80%	50%	50%	30%	20%	10%	10%	20室以上	100%	100%	80%	80%	50%	50%	30%	20%
契約解除の通知を受けた日 契約申込人数		不泊	当日	前日	9日前	20日前																																																																																	
							一般	14名まで	100%	80%	20%																																																																												
団体	15～99名まで	100%	80%	20%	10%																																																																																		
	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%																																																																																	
契約解除の通知を受けた日 契約申込室数		不泊	当日	前日	3日前	7日前	14日前	20日前	30日前	60日前																																																																													
											一般	4室まで	100%	100%	80%	50%	20%	—	—	—	—																																																																		
団体	5室～19室まで	100%	100%	80%	50%	50%	30%	20%	10%	10%																																																																													
	20室以上	100%	100%	80%	80%	50%	50%	30%	20%	10%																																																																													
(注)							備考											(変更)																																																																					
<p>1 %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。</p> <p>2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を申し受けます。</p> <p>3 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、<b>宿泊の10日前</b>(その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。</p>							<p>1. .%は、基本宿泊料(室料)に対する違約金の比率です。</p> <p>2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。</p> <p>3. 団体客(10室以上)の一部について契約の解除があった場合、<b>宿泊の14日前</b>(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊室数の10%以下(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる室数については、違約金はいただきません。</p> <p><b>4. ただし、別途個別の違約金契約を結んだ場合は、その取り決めに優先します。</b></p>																																																																																
																			(新設)																																																																				